

## 内容

下記3項目の特例措置について、一部見直しを行った上で、適用期間を2年間延長する。  
これらの医療用機器等を取得等した場合、本特例措置により特別償却を行うことが可能。

### ①高額な医療用機器等

医療保健業を営む個人又は法人が、取得価格500万円以上の医療用機器等を取得した場合に、取得価格の14%の特別償却を認める特例措置については、見直し(\*)を行った上で、その適用期間を2年間延長。  
(～平成23年3月31日)

(\*)対象となる機器等を取得価格500万円以上の「高度な医療の提供に資するもの又は承認等を受けてから2年以内のもの」(注1)に見直し。



### ②医療安全に資する医療用機器等

医療安全に資する医療機器等(\*) (注2)を取得した場合に、取得価格の20%の特別償却を認める特例措置について、その適用期間を2年間延長。  
(～平成23年3月31日)

(\*)  
人工呼吸器(警報機能付き)、シリンジポンプ(警報機能付き)、生体情報モニタ(人工呼吸器との同時設置に限る)、生体情報モニタ連動ナースコール制御機(警報情報表示機能付き)、自動錠剤分包機、注射薬自動払出機、医療情報読取照合装置、調剤誤認防止装置、分娩監視装置、特殊寝台(高さ調整機能付き)

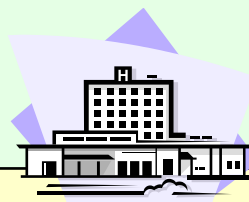


### ③平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院等への建替え

平成12年医療法改正による改正後の構造設備基準に適合した病院・有床診療所への建て替えを行った場合の建物について、基準取得価格(取得価格の1/2)の15%の特別償却を認める特例措置については、見直し(\*)を行った上で、その適用期間を2年間延長。

(～平成23年3月31日)

(\*)対象となる病院用建物の要件である「医療の提供体制の整備に資するため」の基準を見直し。



注1、2)対象となる機器等の詳細については、下記URLの告示を参照。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/1004G210331248.pdf>

## 内容

簡易陰圧装置を取得した医療機関について特別償却（100分の20）を認める。（～平成23年3月31日）

## 概要

●最大1日10万1千人の入院患者が見込まれる医療体制確保のための医療用機器の整備



### 医療用機器の整備

・感染症指定医療機関及び協力医療機関における簡易陰圧装置（注3）の取得促進

#### 1 簡易陰圧装置とは

病院において、感染症の2次感染のリスクを低減させるためには、病原菌などが外に漏れないよう、気圧を低くした病室である「陰圧室」の設置が有効である。

しかしながら、陰圧室の設置には大規模な改築が必要となり、多大なコストがかかることとなる。

簡易陰圧装置は、一般病室に装置を据えて簡易的なダクト工事をするだけで、陰圧室に変えることが可能とする装置である。

#### 2 導入コスト

約200万円（設置費用含む）



## 必要性

- 近年、東南アジアを中心に鳥インフルエンザが鳥から人へ感染する事例が増加。この鳥インフルエンザ（H5N1）が人から人へ感染する形に変異し、新型インフルエンザとして世界的に流行することが危惧されている。
- 新型インフルエンザが発生した場合、1日の入院患者が最大10万1千人が見込まれるなど、現在の医療体制では十分な対応ができないため、早急に医療提供体制を整備する必要がある。

・第169国会において、感染症法及び検疫法改正（平成20年5月2日公布、平成20年5月12日施行）

・同国会において、附帯決議

・平成20年6月20日、与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチームより提言「鳥由来新型インフルエンザ対策の推進について」

注3) 対象となる機器等の詳細については、下記URLの告示を参照。

<http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/1004G210331248.pdf>

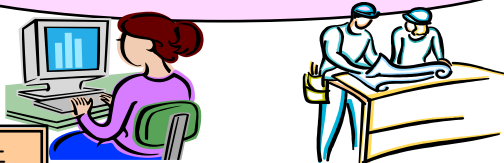
# 障害者を多数雇用する事業所に係る特例措置の延長（所得税、法人税、固定資産税、不動産取得税等）

## 内容

①及び②について、**適用期間を2年間延長する。**（～平成23年3月31日）

### ①障害者を多数雇用する場合の機械等の割増償却制度（所得税、法人税等）

#### 障害者を多数雇用する事業所



#### 要件

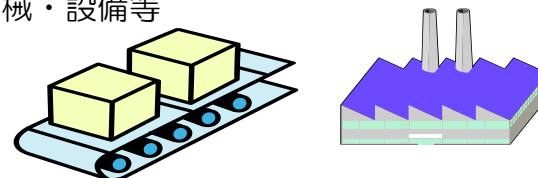
障害者雇用割合（※1）が50%又は25%以上かつ20人（※1）以上障害者を雇用

普通償却費  
+  
普通償却限度額の24%  
（工場用建物及び施設は32%）

割増償却

#### 減価償却資産

減価償却を行う年又はその前5年以内の各年において取得、製作、建設した機械・設備等



### ②固定資産税の課税標準の特例及び不動産取得税の減額措置（固定資産税、不動産取得税）

#### 障害者を多数雇用する事業所

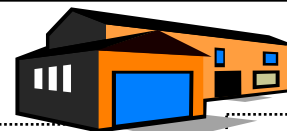
#### 要件

- ①障害者雇用割合（※1）が50%又は25%以上かつ20人（※1）以上障害者を雇用
- ②重度障害者多数雇用事業所助成金（※2）を用いて事業用施設（作業用に限る）を取得

減税特例

#### 不動産取得税

平成23年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設について、**当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額。**



#### 固定資産税

平成23年3月31日までの間に取得した事業用家屋（取得から当初5年度分に限る）について、**課税標準となるべき価額の1/6に障害者雇用割合及び税率を乗じた額を減額。**

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、精神障害者である短時間労働者は1人を0.5人として計算。

※2 重度身体障害者、知的障害者又は精神障害者を多数雇い入れるか現に雇用する事業主で、当該障害者のために事業施設等の設置又は整備を行う場合に、その費用の一部を助成するもの。